

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための
仕組みの在り方に関する検討会（第4回）議事概要

開催日時：平成29年12月15日（金）10：00～12：00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 共用会議室3

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授） ※座長
犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）
大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）
岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）
佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）
大門 一幸（豊島区政策経営部区民相談課長）
林 令子（徳島県政策創造部統計データ課長）
村上 文洋（株式会社三菱総合研究所社会 ICT 事業本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員）

【オブザーバー】

小川 久仁子（個人情報保護委員会事務局参事官）
添田 徹郎（行政管理局管理官）
今井 健司（情報流通行政局地方情報化推進室課長補佐）
田中 雅行（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

【説明者】

岡田 英人（富士通株式会社第二ソリューション事業本部）
佐藤 洋（日本電気株式会社公共ソリューション事業部）
松田 純一（株式会社日立製作所全国公共システム第三本部公共システム推進第一部）

【事務局等】

池田 憲治（大臣官房地域力創造審議官）
猿渡 知之（大臣官房審議官）
稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）
若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）
自治行政局地域情報政策室

議 事：

1. データ加工を行う事業者からのヒアリング
2. 検討会におけるこれまでの議論の整理と非識別加工情報の現状について（論点整理に向けた課題の整理等）

《議事1について》

【岡田VP】

- 当社では、地方公共団体の非識別加工情報に関する取組として、データの流通拡大及び行政データ利活用全体の観点からソリューションを整備して提案を行っている。
- 提案中のイメージとしては、官民データ活用推進計画の策定支援、EBPM等のための庁内データ利活用支援、オープンデータ推進支援、非識別加工情報の作成支援及びデータ流通基盤の整備支援の5点がある。
- 当社が提案を行っている地方公共団体の情報システム関連の部署においては、個人情報保護条例の整備も含めて、検討はこれからという声が非常に多い。
- 非識別加工情報の作成については、専門的な知見・技術が必要となることを懸念している地方公共団体も多く、対応ソリューションへの関心は高い。
- 地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定は、中長期的な取組になる見通しだが、非識別加工情報制度への対応という点では、まずは実証実験や庁内での非識別加工情報の分析・活用を行ってみたいという声もある。
- 民間事業者においては、自社内で保有する個人情報を匿名加工情報に加工して利用する例があり、そこで活用した技術を公的機関に展開していくという拡販を考えている。
- 当社としては、非識別加工情報に関するソリューション対応への準備はできているが、地方公共団体側の検討はこれからという状況もあり、市場の声としては今すぐ欲しいというトーンではない。

【佐藤シニアエキスパート】

- 当社では、民間事業者に対してデータ匿名化ソリューションを提供しているので、市場があればそこで活用された技術を使って、地方公共団体への支援も行っていきたい。
- 非識別加工情報制度の導入とまではいかないが、非識別加工情報の作成支援をきっかけに庁内でのデータの利活用に対する興味が非常に強くなっている。
- マーケットへの将来的な期待として、当社が民間事業者と地方公共団体との間に入ってデータの利活用をサポートするような事業ができればよいと考えている。
- 非識別加工情報に関する地方公共団体へのヒアリングを行ったところ、本格的に検討を行っている団体とまだ検討を開始していない団体の二つに分かれており、後者の方がほとんどという状況である。検討を開始していない理由としては、各種基準が明確に定まっていない、他団体の状況を見てから判断したい、国又は都道府県で統一して整備してほしい、といった意見がある。また、この他に庁内でのデータの利活用を検討している団体もある。
- 庁内での加工データの利活用に関する実験を行った団体では、加工の技術的な問題だけでなく、庁内での役割分担等制度の運用をどのように行うのかといったことも課題として挙がっている。

- 民間事業者における非識別加工情報のニーズとしては、これまでに因果関係が見えている事象に対してデータを活用して状況把握を行う「仮説検証型」と、これまでに因果関係が見えていない事象に対してデータを活用して新たな因果関係を発見する「価値創造型」という二つのニーズがあり、前者については統計情報を、後者については非識別加工情報を活用するという事で当社では理解している。
- 現状、民間事業者においては自社内のデータを活用して分析を行っているが、具体的な活用事例が充実することに合わせて、将来的には地方公共団体のデータに対するニーズも出てくるのではないかと。

【松田主管】

- 非識別加工情報の提供に関しては、地方公共団体からの問合せは少数だが増加傾向にある。
- 非識別加工情報の利活用という点で民間事業者にヒアリングしたところ、マーケティングに活用したい、どのような分野のデータを保有しているのか知りたい、非識別加工情報の粒度は細かい方が活用範囲は広がる、非識別加工情報の利用に当たっては特定の個人の再特定に該当しないように意識する必要がある、共同機関等を通じてワンストップでデータを取得できるとよい、といった声があった。
- 当社でも民間事業者が保有する購買履歴情報を匿名加工して分析を行うといった事業の提案は既に行っている。
- 現在当社が提案している高齢者の職農経験や特技等と若年世帯のニーズをマッチングさせるシルバーコミュニケーションという事業を例にすれば、地方公共団体が保有する介護等のデータを活用することで、きめ細かいマーケティングとサービスの企画・運営支援が可能となるのではないかと。

【佐藤構成員】

- 今回は、地方公共団体から加工の委託を受けるという立場での発表だったが、例えば、地方公共団体からデータを集めて、それらを加工し、民間事業者に提供するという加工データの提供も含めたビジネスについては何か考えはあるかと。

【松田主管】

- データを利活用する民間事業者と地方公共団体の間に入って、データを集めて提供することまで、現時点では具体的に検討していない。考えられるのは、そういったデータを集め加工する事業者の情報システムを請け負ってカスタマイズをするということ。

【佐藤シニアエキスパート】

- 構想としてはあり得るが、具体的にビジネスとして考えるところまでは至っていない。ま

ず、民間事業者に対してはデータの分析支援を始めており、地方公共団体へのサービスと将来的には融合した形でのビジネスが可能なのではないかと思っている。

【岡田VP】

- 地方公共団体に対してデータの加工を含めたサービスを行うとともに、地域課題解決といった形でデータ利活用の観点からの取組も行っている。また、データプラットフォームのような開発基盤を含めてサービス開発ができる環境を提供するというこもやっっていくという絵を描いているところ。

【佐藤構成員】

- データを利活用しようとする民間事業者には、地方公共団体がどのようなデータを保有しているか、具体的にわからないという実情があることを踏まえれば、データ提供をビジネスとして行う民間事業者が出てくれば、サービスとして利活用しやすいのではないかという意図である。

【岡村構成員】

- マーケティングでの活用といっても度合いがあり、ニーズによっては直接顧客にリーチできる個人情報そのものの取得の方が役立つ場合もあれば、マーケット分析であれば、多くの場合、いわゆる統計情報で十分役立つのではないかと印象を抱いた。

【佐藤構成員】

- システム開発にあたって、非識別加工情報の加工に係る処理を盛り込むことも考えられるが、現状どのような状況か。

【松田主管】

- 非識別加工情報については、現時点ではまだニーズが十分顕在化していないということもあり、将来的なニーズ次第ではないか。

【佐藤シニアエキスパート】

- 現状は、実証的にやってみるという段階。ソリューションは有しているので、こちらから提案をしているといった段階である。

【岡田VP】

- 今のところ、すぐ組み込んでほしいといった状況にはない。今後は当然求められると想定はしている。

【林構成員】

- 地方公共団体にとっては、先行する民間事業者の匿名加工情報の利活用の事例を参考にしていくことも考えられるが、データを加工する立場の企業として、現在の民間事業者における匿名加工情報の利活用の事例とその加工基準についてはどのような感覚を持っているか。

【岡田VP】

- k-匿名化等の技術的な部分は各社で共通している部分が多いと思うが加工されたデータがどのガイドラインに準拠しているのか、準拠していないのかといったプライバシーリスク評価に関する機能は持っている。

【佐藤シニアエキスパート】

- 現時点で民間企業において非常に広まっているとまではいかないが、一部活用が始まっているという状況ではないか。個人に関する情報であり慎重に進めていきたいといった事情もあるのではないか。
- k-匿名化の技術よりも、加工した後のリスク評価をどうするかという点で、その判断基準についてはツールの中で可視化して判断できるようなサポートを準備している最中である。

【松田主管】

- 当社においてもデータの匿名加工に関する製品を導入している民間事業者はある。k-匿名化の技術についても一般的な技術をベースとしているので一緒だと思うが、項目ごとに匿名化するものとしらないものと分けることができる機能は持っている。
- 加工基準についての安全性については、法制度、ガイドライン、通達等を遵守して加工しているのが現状であるが、研究途上ということもあってここまで加工すれば安全ですというところが明確化できているわけではない。

《議事2について》

【岡村構成員】

- 公立病院等の医療分野におけるデータの匿名化については、特別法として次世代医療基盤法が制定されているので、次世代医療基盤法と条例との適用関係も視野に入れて検討すべきではないか。
- 加工の対象となる情報は飽くまでも各地方公共団体が保有する住民の情報であるので、地方自治の原則との関係で強制的に集めることができるのかという問題については、議論が残るだろうと思う。このことを踏まえると、もう一つのやり方として、例えば、各地方公共団体の自主的な判断でデータの集積機関のような組織へ情報を提供し、そこから

加工を行う民間事業者にデータの加工を再委託するような仕組みについて、法律でなく条例でも対応できるような選択肢もあり得るのではないかと。

- 行政機関個人情報保護法に基づく国の行政機関における非識別加工情報制度の運用の状況等は、地方の検討においても非常に参考になるので、こちらの把握も必要である。

【佐藤構成員】

- 仕組みというのは、使う側があつてのものなので、利用ケースについては引き続き事務局の方で収集をお願いしたい。
- 技術 WG において、加工の基準について議論をしたが、国のガイドラインを基本に地方公共団体版のガイドラインを示すことによって、地方公共団体における条例の内容に統一性の確保にも資するのではないかと。
- 「共同受託機関」と「作成機関」の担い手が民間事業者なのか、公的な主体なのかによって例えば、民間事業者を主体とするのであれば、ビジネスとして成立する形を考えなければならぬので、その点の検討をしておかないと、回らない組織となってしまう。
- 前回の検討会でのヒアリングの結果、データを利活用する民間事業者としては非識別加工情報ではなく、統計情報として活用したいという意見が出ているので、地方公共団体が民間事業者から直接非識別加工情報の利活用の提案を受けるだけでなく、別の組織が地方公共団体から非識別加工情報を集めて統計情報に加工するという段階を加えた方が実は合理的なのかもしれない。
- 国の行政機関における非識別加工情報制度では、1年に1回民間事業者から提案を受け付けるということになっているが、1年に1回地方公共団体からデータを集めた上で、どこかで非識別加工情報なり統計情報なり使いやすい形に加工して、民間事業者が欲しいタイミングで提供できるような仕組みの方が、データを利活用する民間事業者にとっては使いやすいのではないかと。

【大門構成員】

- 民間事業者のニーズに合わせて利活用を進めていくという観点からすれば、オープンデータや統計情報等と非識別加工情報の提供の仕組みとで明確な棲み分けをしてお互いに補完し合いながら利活用の環境整備を図っていく必要があると思っている。
- 地方公共団体において非識別加工情報制度の導入を進めるためには、非識別加工情報制度の具体的な仕組みに関する情報を明らかにして、条例整備を行うに当たって説明責任を果たせるようになれば、進んでいくのではないかと。
- 各地方公共団体の個人情報保護条例との整合の関係を考えると、「共同受託機関」の設置については難しい面があるので、「作成機関」について特別法を制定して対応していくことになるのではないかと。この場合、次世代医療基盤法が既に成立しているが、同じようにそれぞれの分野ごとに法律を制定して対応するのか、非識別加工情報の仕組み全体をカ

バーするような法律を制定するののかといった点が今後の検討課題になると思う。

- 地方公共団体側が、条例改正に躊躇しないように、立法措置による「作成機関」なり、何らかの仕組みと地方の個人情報保護条例の関係を明確に示した方が良いのではないかと感じている。
- ただし、特別法を制定するといっても一朝一夕にはできない。やはり、1年、2年という時間が必要になるので、そうした時間軸を踏まえた段取りを考える必要があると思う。

【村上構成員】

- 民間事業者の側からみた場合に、必ずしも非識別加工情報だけを利活用したいというわけではなく、例えば、個人情報として使いたいというニーズであったり、統計情報あるいはオープンデータであったりといったデータの種類に応じたニーズがあることを踏まえる必要があるのではないかと。
- 最終的には、非識別加工情報だけではなくて、色々なバリエーションでデータを提供できるような仕組みがニーズに応えられるだろうが、それはかなり大きな仕事になってしまうので、まずは一つ一つ積み上げることになる。
- オープンデータの場合も、ニーズが本当にあるのかという議論がこれまであり、現在、まずは国や地方公共団体の内部で活用した上で、公開できるものをオープンデータにしていくという考えになってきている。非識別加工情報についても、行政内部や自治体間等が利活用する場合にまず匿名加工技術を活用するところから始めると利活用が広がるのではないかと。

【大谷構成員】

- 匿名加工情報に関してユースケースがたくさんあるという状態とまではいかないが、1、2年前と比べると議論はかなり進展してきているのではないかと。地方公共団体における非識別加工情報の価値については、新技術を活用して、新たにどのような新たな可能性が開けるのか、どのようなメリットがあるのかといったことについての情報量が足りないのと、制度の周知や情報提供をさらに広げていく努力が必要ではないかと。
- 1団体だけでは制度を運用していくことがなかなか難しい場合もあると思うので、一部事務組合等の広域での運用の在り方について、まずは、非識別加工情報の活用実績や活用事例等に関する情報提供を充実させるということをやって、その上で理想的な制度を検討するという手順を踏むことが必要になってくるのではないかと。

【犬塚構成員】

- （大門構成員から）非識別加工情報の具体的な仕組みが必ずしも明らかでないという趣旨の発言があったが、仕組みが分からない点で言うと、第三者意見照会について、行政機関個人情報保護法では、情報公開請求があったならば第三者意見照会を行うこととなる情

報について、その旨を個人情報ファイルに記載して、その情報について提案があった場合には第三者意見照会を行うといったことが規定されているが、通常は第三者意見照会をする情報というのは事前に分かっているわけではないので、規定の意味がよく理解できない。一例だが、こういった点について情報提供して欲しい。

- 新たな産業の創出には、一つの自治体内の経済を超える大きな目的も含まれていると思うが、そういった大きな目的に係る部分については法制化をして、作成機関方式のような形をとり医療情報と同じように自治体に提供を求める仕組みとする方がなじみやすいのではないか。
- その上で、全国レベルの新産業創出といった目的に沿う情報を例えば法律で個別に指定し、それ以外の一般的な個人情報については、市民へ何らかの利益の還元という公益性を前提に条例に基づいて提供していくといった２段階構成が住民にも理解されやすいのではないか。

【岡村構成員】

- 例えば、観光施策等、地方公共団体の施策であっても、広域連合等のように広域的なデータの利活用の観点から考えると、それなりの意義はあるのではないか。

【佐藤構成員】

- 条例整備について、個人識別符号のように国の制度に倣って早めに対応できるものと非識別加工情報のように検討課題がまだ残っているものがあることを考えると、地方公共団体で条例を２段階で改正することも仕方ない面もあると思う。非識別加工情報に関するこの検討会も、すぐにやらなければいけないことと、検討を継続しなければいけないことと、グラデーションをつけて議論する時期ではないか。

【岡村構成員】

- 事務局で、平成 30 年度において具体的な対策を検討すべき事項と、それ以降引き続き検討すべき事項とを分けて整理してもらうことは可能か。

【稲原室長】

- 次回の検討会に向けて、ご指摘も含めて整理を検討してまいりたい。